

| No. | 項目 (指針の構成と 整合) | 章 | 節 | ページ | 意見の分 類 | 意見 | 回答 |
|-----|----------------------|---|-----|-----|------------------|--|--|
| 1 | | | | | 全体的内容への賛同 | 指針内容は素晴らしいと思う。 | 賛同意見 |
| 2 | 指針全般 | - | - | - | 魅力的なまちづくりの必要性 | 定山溪地区に期待を持って初めて来る人に対し、繰り返し訪れたいくなるようなまちづくりが必要である。 | ご意見の観点は重要と考えております。景観まちづくり指針を策定した後は、一定の規模の建築物を新築したり、一定の大きさの広告物を掲出しようとする場合などには、条例に基づき札幌市へ届出が必要になり、届出者等と札幌市が協議を行うことで指針に定めた景観形成の基準への適合をゆるやかに誘導します。また「みんなで取り組む景観まちづくり活動」として「おもてなしの心の醸成」や「にぎわいづくり」などを位置付けており、これらの活動を地域住民等が一体となり主体的に取り組んでいくこととしています。このような取組を通じ、良好な景観を形成することで、定山溪地区の魅力がより一層高まることを目指していきます。 |
| 3 | | | | | 街を歩かせる仕掛けについて | 街を歩かせる為の仕掛けが全く無い事が問題である。 | 指針では、方針の1つとして「歩いて楽しい賑わいとおもてなしを感じる景観まちづくり」を位置付け、例えば国道230号や定山溪中央線など主要な道路の沿道に、賑わいやおもてなしを感じる雰囲気醸成することなどに資する景観形成基準を設けています。一定の規模の建築物等を新築したり、一定の大きさの広告物を掲出しようとする場合などには、条例に基づき札幌市へ届出が必要になり、届出者等と札幌市が協議を行うことでゆるやかに基準への適合を誘導します。また「みんなで取り組む景観まちづくり活動」として「おもてなしの心の醸成」や「にぎわいづくり」などを位置付けており、これらの活動を地域住民等が一体となり主体的に取り組んでいくこととしています。このような取組を通じ、誰もが歩いて楽しめるよう、賑わいとおもてなしを感じる温泉街らしい景観まちづくりを目指します。 |
| 4 | 目的と位置づけ | 1 | (1) | 1 | 定山溪観光魅力アップ構想について | 定山溪観光魅力アップ構想の「目指す将来像」について、共通の認識を持って地域全体で取り組む事が大切である。森めぐりや水めぐりは具体的に何を行うのかを明確にしてほしい。 | 景観まちづくり指針は、平成26年に地域の皆様と6回の会議を経て策定した定山溪観光魅力アップ構想(以下、魅力アップ構想)に基づいて策定するものです。魅力アップ構想では、具体的な取組内容、実施主体等について詳細に記載しておりますので、ご覧いただければ幸いです。なお、「森めぐり、水めぐり」に該当する取組としては、周辺観光資源と連携したターゲットに応じた体験観光プランづくりなど、周辺観光資源との連携強化や活用促進を図ることで、温泉街を拠点とした回遊性向上を目指します。 |
| 5 | 区域等の指定の考え方 | 4 | (2) | 9 | 眺望点の設定の考え方 | 時雨橋や錦橋、玉川橋は歩道がなく(錦橋は片側のみ)、眺望点として誘導するのは危険である。 【他、類似意見1件】 | この指針で定める眺望点は、定山溪観光魅力アップ検討会議において、定山溪地区では豊平川などの渓谷の眺望が景観上重要であるという多くの意見があったことを受け、この景観を守り生かしていくために設定したものであり、観光スポットとして設定したものではありませんが、ご意見の趣旨を踏まえ、「4. 区域等の指定の考え方」において、眺望点設定の考え方がより明確になるよう、眺望点の位置が示されている図の部分に以下のとおり記述を追加します。 ※ここで定めた眺望点については、一部歩道がない地点も含まれますが、歩行者からの眺めだけでなく、車窓からの眺めなど様々な状況を想定し、定山溪地区において地域の皆さんが景観上重要だと感じている渓谷美を守り生かすために設定したものです。 |

| No. | 項目 (指針の構成と 整合) | 章 | 節 | ページ | 意見の分 類 | 意見 | 回答 |
|---------------------|-----------------------------------|---|-----|-----|---|---|---|
| 6 | 景観形成の基 準 | 5 | (2) | 21 | バックヤ ード等の修 景 | 宿泊施設や店舗等の バックヤードなどの修景 に配慮した基準を設ける ことは良いと思う。 | 賛同意見 |
| 7 | | 5 | - | - | 既存の建 物に対す る制約 | この指針は、全体的に新 規事業に対して制約を 課し、既存の建物につ いて方策を講じていない印 象を受ける。 | 指針では条例に基づく届出対象行為として建築物等の新 築、増築などのほか外壁改修も対象としており、届出の際 には届出者等と札幌市が協議を行うことでゆるやかに基 準への適合を誘導します。また、条例では届出を要しない 行為であっても、景観まちづくり推進区域内であれば、そ の地域に住んでいる方や事業を営んでいる方などは、景 観まちづくり指針に配慮し、必要な措置を講ずるよう努め なければならない旨を規定しています。なお、既存建物等 の積極的な改修等を促すため、本指針に基づく景観形成 基準に適合させる改修工事について、費用の一部を助成 する修景支援を行う予定です。 |
| 8 | みんなで取 組む景観まち づくり活動 | 7 | - | 33 | ゴミ置き場 の統一 | 地区内の主要な道路沿 いのごみの収集箱等 については統一した色彩 や形態にした方がよい。 | みんなで取り組む景観まちづくり活動として、「沿道などの 環境美化活動」を位置付けていることから、ご意見につ いては、今後の活動を進める上での参考とさせていただきます。 |
| 子どもたち の意見の 反映 | | | | | 「みんなで取り組む景観 まちづくり活動」につ いて、これからの定山溪を 担う小・中学生の意見が 少しでも反映できるよう にしていきたい。 | ご意見については、今後の活動を進める上での参考とさ せていただきます。なお、定山溪地区の小・中学校では、 これまでも植生の調査や保全活動、町内会と協力した沿 道のゴミ拾いや花植えなど良好な景観の形成に資する 様々な取組を実施していることから、「7. みんなで取り組 む景観まちづくり活動」の記述を以下のとおり修正します。 リード文の「地域住民等」という表現を、様々な主体が関 わっていくことが明確になるよう、「地域住民はもとより、事 業者や小・中学校など」に修正します。また、小・中学校に て現在実施している取組を位置付けるため、「地域住民等 で取り組む景観まちづくりの例」の一つとして新たに「⑦ みどりの保全・創出活動」を追加します。 | |
| 散策路の 美化 | | | | | 観光客が多く訪れる定山 溪大橋と月見橋を結ぶ 散策ルートがより清潔感 のある道になる事を望 む。 | みんなで取り組む景観まちづくり活動として、「沿道などの 環境美化活動」を位置付けていることから、ご意見につ いては、今後の活動を進める上での参考とさせていただきます。 | |
| 11 | 参考意見(関 係部局等との 連携に関わる もの) | - | - | - | 散策路の 整備(案内 サイン) | 散策する人の経路や案 内(多国語)の設置と、そ の維持が必要である。 | 定山溪地区では次年度以降、案内サインの整備を順次 行っていく予定です。いただいたご意見につきましては、 案内サインの設置場所及び掲載内容を検討する際、参考 にさせていただきます。 |
| 12 | | | | | 各眺望点への案内表示 が不明確になっているた め、新設を希望する。 | | |
| 13 | | | | | 歩道整備 の検討要 望 | 国道230号拡幅に関わる 歩道の整備等(街路樹 やロードヒーティング、公 園の新設)について検討 を急ぐべきである。 | 定山溪観光魅力アップ検討会議では地域住民及び事業 者の方々のほか、国道230号拡幅に関わる事業主体(北 海道開発局 札幌開発建設部)も同席し本指針の内容検 討を進めて参りました。ご意見については、関係機関等と 情報共有をします。 |

| No. | 項目 (指針の構成と 整合) | 章 | 節 | ページ | 意見の分 類 | 意見 | 回答 |
|-----|-----------------------------------|---|---|-----|---------------------------|--|--|
| 14 | 参考意見(関 係部局等との 連携に関わる もの) | - | - | - | 地域の魅 力のPR | 定山のゆかりの品々を 保管展示している定山 寺を、定山溪の観光資 源の一つとして、そぞろ 歩きの案内やパンフレッ トに記載するなどPRして 欲しい。 | ご意見や具体の取組については、関係部局等と情報を共 有し、今後の参考にさせていただきます。 |
| 15 | | | | | | 宿泊客以外が使用出来 る駐車場が少なく、場所 もわかりづらい。 | |
| 16 | | | | | 駐車場の 整備 | 駐車場の整備が必要 で、作る場所は道路情報 センター、観光協会、商 業施設、足湯等を備えた センタービルのようなと ころに併設するのが良い。 具体的な位置は定山溪 大橋と国道230号接点 が良い。 | |
| 17 | | | | | 眺望点の 安全性の 確保 | 眺望点への車での利用 も想定し、駐車スペース の確保や車の進入経路 の安全性についても考 慮したものであると良 い。 | |
| 18 | | | | | 散策路の 整備 | 良い雰囲気スポット (玉川橋、二見吊橋)で あっても、季節や時間 帯、利用者の特性に配 慮した整備が必要であ る。 | |
| 19 | | | | | | 各眺望点間の休憩ポイ ントなどを考慮した小公 園などの新設を希望す る。 | |
| 20 | | | | | 散策路の 維持管理 | 眺望点までの移動経路 について徒歩を想定した 場合、冬季には積雪によ る歩車道分離や除雪、 夏季には雑草等の除去 など、季節ごとの維持管 理対策が重要である。 | |
| 21 | | | | | 電線地中 化の検討 要望 | 電線の地中化を検討し てほしい。 | |
| 22 | | | | | 定山溪温 泉の魅力 向上の要 望 | 国道230号拡幅に合わせ て、定山溪が単なる通過 点になるのではなく、札 幌の奥座敷、定山溪温 泉が光り輝く発信地にな れるよう、最大の努力を してもらいたい。 | |